

糸満市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置規程

（目的）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規程に基づき、地域における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線もしくは営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議およびその他調整を行うため、糸満市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、糸満市地域公共交通協議会（以下「公共交通協議会」という。）の分科会として設置する組織及びその運営に関し、規約及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 本規程による分科会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称を糸満市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「運賃分科会」という。）とする。

（協議事項）

第3条 運賃分科会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- （1）一般旅客自動車運送事業者の運賃等に係る事項
- （2）運賃分科会の運営方法その他運賃分科会が必要と認める事項

（委員）

第4条 運賃分科会の委員は、次の掲げるものとする。なお、規約第4条の規定に基づき、公共交通協議会の会長から指名により構成する。

- （1）糸満市長が指名する者
- （2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- （3）沖縄総合事務局運輸部長が指名する者
- （4）沖縄県企画部長が指名する者
- （5）住民を代表及び公共交通利用者の代表

(会議)

第5条 運賃分科会の会議は、規約第7条の規定に準じるもののほか、会長が必要と認める場合も実施できるものとする。ただし、会議は原則として公開しないこととして、運賃分科会が認めた場合は、公開することができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 運賃分科会において協議が調った事項については、その結果を公共交通協議会に報告する。また、運賃分科会の構成員である委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 運賃分科会の事務局は、規約第12条に準じることとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会の運営に関して必要な事項は、協議会の会長が定める。

(附 則)

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。